

教育委員会定例会会議録

令和3年2月18日（木）

教育委員会定例会会議録

令和3年2月18日午後3時00分教育長竹内清が教育委員会定例会を茅ヶ崎市役所分庁舎5階特別会議室に招集した。

1 会議出席委員は、次のとおり。

教育長 竹内 清 委 員 赤坂雅裕 委 員 城田禎行
委 員 大森美保子 委 員 伊藤甲之介

2 会議出席事務局職員は、次のとおり。

教育総務部長 前田典康	教育推進部長 白鳥慶記
教育指導担当部長 吉野利彦	教育総務課長 島津 順
教育施設課長 鈴木嘉朋	学務課長 藤木徹也
教職員担当課長 工藤裕一郎	教育政策課長 小池吉徳
学校教育指導課長 力石裕司	社会教育課長 瀧田美穂
小和田公民館担当課長兼館長 鈴木俊也	鶴嶺公民館担当課長兼館長 三井優子
松林公民館担当課長兼館長 菊池 修	南湖公民館担当課長兼館長 生川彰博
香川公民館担当課長兼館長 鈴木 朗	青少年課長 関山知子
体験学習センター担当課長 松下晃久	図書館長 佐藤 勇
教育センター所長 高橋 励	

3 会議の大要は、次のとおり。

午後3時00分開会

○竹内教育長 それでは、ただいまから2月定例会を開催いたします。

日程第1 教委議案第2号市長の権限に属する事務の補助執行についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○教育総務課長 日程第1 教委議案第2号市長の権限に属する事務の補助執行について、教育総務課長よりご説明いたします。

議案書は1ページから3ページまででございます。

本案は、議案書3ページのとおり、平成27年4月1日から教育推進部長及び教育政策課職員が補助執行している教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱に関する

事務を、令和3年4月1日から教育総務部長及び教育総務部教育総務課の職員に補助執行させることとするについて、地方自治法の規定に基づき市長から協議の申し出がありましたので、議案書1ページのとおり同意する旨を回答するものでございます。

これは、教育基本計画の策定を完了するなど一定の目的を達成したことから、教育政策課を廃止し、同課の分掌する事務を主に教育総務課において分掌することとする同日付の行政組織の改正を予定していることから、必要な協議の申入れがあったものでございます。

ご説明は以上でございます。よろしくご審査のほどお願い申し上げます。

○竹内教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

特にご意見等がなければ、日程第1 教委議案第2号市長の権限に属する事務の補助執行については原案のとおり同意する旨を回答することでいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、原案のとおり決めます。

次に、日程第2 教委議案第3号令和2年度教育委員会の点検・評価についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○教育政策課長 日程第2 教委議案第3号令和2年度教育委員会の点検・評価についてにつきまして、教育政策課長よりご説明申し上げます。

議案書の5ページから23ページと別冊の資料1をご覧ください。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項に基づく令和2年度教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価結果に関する報告書を決定するため提案するものです。

なお、同条第2項による教育に関し学識を有する者の知見の活用については、6月18日開催の教育委員会定例会におきまして、茅ヶ崎市教育基本計画審議会に諮問する意見書をいただき、その後、6月25日付にて同審議会に諮問し、3回の審議を経て12月24日付で同審議会から答申をいただきました。

答申された内容につきましては、議案書の6ページから23ページのとおりであり、報告書作成に活用しております。

別冊資料1をご覧ください。1ページは、教育委員会の点検・評価と教育基本計画の進

行管理の主体的実施の考え方、点検・評価の対象などを記載しております。

2 ページから 3 ページでは、表についての説明を記載しております。

4 ページから 6 ページでは、教育基本計画の趣旨、範囲、期間、計画策定の視点、構成、体系など、教育基本計画の概要を記載してございます。

7 ページ以降が教育委員会事務局の点検・評価結果報告書となっています。

令和元年度につきましては、新型インフルエンザ感染症拡大防止対策のため教育委員会の事務事業にも影響が出ました。8 ページに点検・評価に対する知見を述べるに当たっての総括を記載しています。

9 ページ以降より、政策順に自己評価と知見を記載しました。自己評価は事業ごとに行い、教育基本計画審議会からの知見は3つの政策に対していただきました。審議会での議論を踏まえた学識経験者の知見についてご説明いたします。政策1、豊かな人間性と自律性を育む学校教育の充実につきましては、37ページから43ページに掲載しております。学校教育の充実を目指した4つの施策それぞれに対して知見を記載しました。政策1の諸事業については、学校支援・地域連携事業や心の教育相談事業、いじめ防止対策推進事業、市費教員任用事業など引き続き取組を進めることを求められました。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために学校の臨時休業措置が取られたことから生じた課題や対応について整理し、施策の目的や実施方法を見直し、改善を図りながら取り組む必要を提示されております。

政策2、学びあい響きあう社会教育の充実につきましては、79ページから84ページに記載しております。社会教育の充実を目指した3つの施策をそれぞれに対して知見をいただきました。政策2のうち施策5及び6については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、施設等の休館や事業が中止または規模が縮小される中、子供にとって魅力的な居場所づくり、郷土資料を含む図書館資料のデジタル化や新たなコンテンツの構築、新たに開館した茅ヶ崎公園体験学習センターにおける多世代交流などが求められました。政策2のうち施策7については、現在継続している2つの大きな整備事業をはじめ教育委員会が進める長期事業については、毎年度進捗状況を市民に周知することの重要性が指摘されました。また、ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業については、活動成果の記録化の早期実施を期待されました。

政策3、教育行政の効率的・効果的運営につきましては、94ページから96ページに記載しております。教育行政の効率的、効果的運営を目指した2つの施策それぞれに対して知

見をいただきました。政策3の重要な柱である着実な政策運営のために様々な課題に迅速かつ適切に対応する上で、今まで以上に部局等を横断し複数の課と連携して対応することが求められました。

知見の最後でご指摘いただいたことではありますが、以上の適切な進行管理のために目標の設定や評価指標の設定の見直し、新型コロナウイルス感染症への対応の経験を生かして、児童・生徒の安全・安心と学びの保障の両立と市民の活動を支援できる持続可能な教育行政の推進に努めてまいります。

97ページ以降は資料編となります。本年度は、これまでの資料に加え、次年度以降の点検・評価も見据え、市及び教育委員会が実施した新型コロナウイルス感染症対策について主な事項の資料を掲載いたしました。

なお、この点検・評価につきましては、今後、市議会へ報告及び市民への公表を行ってまいります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○竹内教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

○赤坂委員 議案書の18ページです。知見に関して意見を言います。18ページの下から8行目にこういう知見、ご意見をいただいております。「『子ども会育成事業』は、茅ヶ崎市子ども会連絡協議会に加入する単位子ども会対象の『子ども会交流会』が行われていません。令和元年度は日程調整が難しく、参加子ども会数及び児童数は目標値に達せずC評価となりましたが、他学区の子どもとの交流を図る事業は継続していただきたいです。」というご意見をいただいております。私も全くこれと同じ考えで、青少年課も子ども会連絡協議会も本当によくやってくれていますよね。しかし、どうしても参加人数が減っていくと。これはやっぱり仕方がないというふうにも思います。ですから、参加人数が減っていても、いろんな人と触れ合うという活動をぜひ青少年課は頑張って続けていただきたいなと思います。お願いします。

それからもう1点ですが、資料の64ページを見れば分かるんですが、目標値を参加人数で設定していて来年度までは変えられないんでしょうけれども、この目標値を活動の開催数に変えられることを私としてはお勧めいたします。参加人数ではなく、ドッチビー大会をやったとか、子ども会研修会をやったとかの開催日数に変えられることをご検討お願いいたします。

○城田委員 議案書の19ページ、赤坂委員の続きになるんですけども、子ども大会の件に触れられていますよね。残念ながら来年度、子ども大会の予算が非常に厳しいという話は伺っております。そんな中で、学区内の中学生が協力して実施しているところもあるといったことは非常に素晴らしいと思うので、各地区の事情に合った形で、中学生だとか地域の方々だとか、そういった人の協力を得ながら、ぜひ予算がなくても実施できるような形で考えていっていただきたいなというところが1点あります。

続きまして、施策7のところにあります、まずは七堂伽藍の下寺尾の遺跡の件です。これに関しては、ここでもおっしゃっているとおり、長いスパンで見なければいけない事業ですので、将来茅ヶ崎のこの遺跡はどういうふうに市民の方に見せていくのかというようなデザインをしっかりとまずつくっていただきたいのと、やはり2年か3年ぐらいのインターバルで何か事業を起こして忘れ去られないようにするということが非常に重要かなと思っております。私もここには興味があつていろいろ参加しているんですけども、やはりどうしても遺跡といった特殊な部分に興味のある方は参加をされて、イベントを開くとそれなりに人が集まるのでやった感になってしまうんですけども、実は来ている人は毎回同じみたいなそういうところもあるので、できるだけいろんな切り口で、遺跡に興味がない人にも、来てみて何か、新しい気づきが発見できるようなことをぜひつくって仕掛けていっていただきたいなというところがあります。

それから、20ページのほうに入りますけれども、新しくできる歴史文化交流館です。こちらは今後運用していく中で、今懸念しているのがアクセス面で、コミュニティバスの運行が今度半分になるんです。今はまだ出来ていませんので減るのはしようがないかもしれないですけども、開館してもそのまま便が減っているということのないようにぜひその辺も調整をしていただきたいなというところは心配をしていますので、ぜひ忘れずに対応していただき、多くの方に来ていただけるようなことも念頭に入れながら計画を進めていっていただきたいというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

○伊藤委員 大きく3つで、1つは参考ですけども、ご説明の中にもありましたけれども、市費教員任用事業、あとはふれあい補助員派遣事業は、茅ヶ崎市の多様で非常に粘り強いというか、教育に対する姿勢の在り方が見えていると思いますので、今後も続けていただければと思います。市費教員ということで、教員の人数が少しでも増えること、それからふれあい補助員のように、教員ではないけれども、やはりいろんな人たちが子供の教育に関わるというようなことは大事なかなと思います。それから、特別支援教育巡回相談

事業などもされていますので、やはりこれもすごく評価できることかなというふうに私は思うところです。

2つ目に、23ページのみんなの教室ですけれども、令和元年度が目標値が1で、実施がゼロになっているんですけれども、もしこれをなさらないのであれば、やはりそういうお子さんはいらっしゃると思うんですね。通級指導教室に行くでもない、特別支援学級に所属するでもないけれども、支援が必要なお子さんはいらっしゃると思うので、ではそういうお子さんに対してどのような支援を考えていらっしゃいますかというか、実際されていると思いますので、その辺のことをお伺いしたいのと、あと最後1つは、貧困、それから外国につながるお子さんに対する支援等についてお話を伺えればと思います。

○学校教育指導課長 では、2つ目のみんなの教室についてです。令和元年度はゼロ校というところにつきましては、みんなの教室は県のモデル事業として平成27年から第一中学校において試行してまいりました。県のモデル事業としては平成30年度で終了しましたので、そのことからゼロ校になっておりますが、第一中学校におきましては、その後もそれまでの成果を生かして学校独自の体制で、みんなの教室に当たる場所を継続して設けております。教育委員会としてはモデル校としての実績を生かして、今後もそのまま継続して生かしていただきながら、当然そこでの取組についてはほかの学校にも広く周知する場というところは別に設ける必要がありますし、まずそういったところで、第一中学校にはふれあい補助員を1名追加して配置して支援をしているところでございます。

それから、貧困であるとか外国につながるのある子供たち、当然そこだけではなくて様々な課題、子供たちの抱える課題は多様化しておりますので、現在も、例えば外国につながるのある子供たちへの支援としては日本語指導の協力者の派遣をしておりますが、十分な時間数が取れず、これも課題の一つではあると考えております。これまでも様々な場面で外国につながるのある子供たちへの支援についての充実というのはご指摘を受けておりますので、ここ数年は翻訳機の導入であるとか、当然ただ翻訳機だけでは厳しいところもありますので、人の配置というところは今後も教育委員会としても目指しながら取り組んでまいりたいと思います。

○学務課長 学務課のほうから、要保護、準要保護の部分につきましては、こちらは資料の33ページに主な事業として載せていただいておりますが、この人数につきましては、外国人の児童・生徒も含んだ数字で対応しておりますので、貧困の世帯のお子様についてはしっかりと対応をさせていただいているところでございます。

○竹内教育長 ほかにご意見などはございますか。よろしいでしょうか。

ほかにご意見等がなければ、日程第2 教委議案第3号令和2年度教育委員会の点検・評価については原案のとおり決定することでいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、原案のとおり決めます。

次に、日程第3 教委議案第4号茅ヶ崎市学校運営協議会規則についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○学校教育指導課長 日程第3 教委議案第4号茅ヶ崎市学校運営協議会規則につきまして、学校教育指導課長よりご説明申し上げます。

資料は24ページから31ページとなります。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に規定する学校運営協議会を設置するに当たり、28ページ、1の提案の理由のとおり、茅ヶ崎市学校運営協議会規則を制定することになったため提案するものでございます。

なお、この規則は令和3年4月1日から施行することといたします。

以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○竹内教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

特にご意見等がなければ、日程第3 教委議案第4号茅ヶ崎市学校運営協議会規則については原案のとおり決定することでいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、原案のとおり決めます。

次に、日程第4 教委議案第5号市重要文化財の指定についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○社会教育課長 日程第4 教委議案第5号市重要文化財の指定につきまして、社会教育課長よりご説明申し上げます。

議案書は32ページから36ページまでになります。

本案につきましては、先月1月の教育委員会定例会におきましてご報告を差し上げました令和2年1月15日付で茅ヶ崎市文化財保護審議会に諮問し、令和2年12月11日に答申をいただきました文化財を市重要文化財に指定するため提案いたしましたものでございます。

議案書のうち33ページから34ページは東川斎桂山筆源為朝図を茅ヶ崎市重要文化財とする規定でございます。本日ご承認いただけましたら速やかに指定告示を行うとともに、所有者に通知し、周知を図っていくものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○竹内教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

特にご意見等がなければ、日程第4 教委議案第5号市重要文化財の指定については原案のとおり定めることではいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、原案のとおり決めます。

次に、日程第5 教委報告第3号いじめ防止等のための対策に関する事項についての答申についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○学校教育指導課長 日程第5 教委報告第3号いじめ防止等のための対策に関する事項についての答申についてにつきまして、学校教育指導課長よりご報告申し上げます。

資料は37ページから63ページとなります。

それでは、37ページ、38ページをご覧ください。本答申書は、茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会が令和元年6月27日付で教育委員会よりいじめの防止等のための対策に関する事項について諮問を受け、任期である2年間にわたる調査研究の結果としてまとめたものでございます。

39ページの答申書の表紙、裏面、40ページとなります。目次をご覧ください。答申書の内容は、会議の開催経過、提言の2部構成となっております。

続いて43ページをご覧ください。第3期委員による調査会は、平成30年12月19日付「茅ヶ崎市立小学校における重大事態の調査報告書(答申)」【公表版】及び茅ヶ崎市いじめの重大事態に関する再発防止検討会議による平成31年1月17日付「いじめの重大事態に関する再発防止検討報告書」の内容を念頭に置いて調査研究を進めてきたことが記載されております。

44ページのウをご覧ください。これまでの報告書の中から優先的に取り組むべき喫緊の課題を6点にまとめ、今期はそれらのうち③から⑤に関わる具体的な施策案について提案することが記載されております。

44ページ下段をご覧ください。(2)茅ヶ崎市いじめ防止基本方針の改定につきましては、細かい部分の表現や内容について調査会としての意見を伝え、改定後の基本方針が各学校において正しく活用され、実行的ないじめ対応が行われる必要性について記載されております。

45ページをご覧ください。喫緊の課題⑥児童・生徒による主体的な取組の促進に関する具体的な取組として、教育委員会から、(3)令和元年度茅ヶ崎市いじめ防止サミットの報告を受け、子供たちのいじめ防止に対する意識の向上に向けた取組であると評価し、次年度も継続していくことが望ましいという意見について記載されております。

45ページ中段から下段をご覧ください。喫緊の課題③保護者や地域との連携に関する具体的な施策案として、(4)いじめ重大事態の調査報告書に係る指針をまとめた調査報告書の公表指針及び(5)いじめに関する保護者向け説明資料について示されております。

46ページをご覧ください。喫緊の課題④いじめ事案に係る適切な記録の取り方、保管等及び⑤事実関係を明確にするための調査実施の的確な判断についての具体的な施策を検討するために、まず茅ヶ崎市内の小・中学校を対象にいじめ事案に係る記録方法についての調査を行いました。その上で、最低限確認すべき事項の漏れを防止するための聞き取りチェックラベルを作成したことが記載されております。

本答申書及び別紙1から3につきましては、茅ヶ崎市いじめ問題対策連絡協議会で提示させていただいた後、小・中学校長に送付するとともに市のホームページに掲載し、市民への周知を図っていく予定でございます。

以上、ご確認のほどよろしくお願いいたします。

○竹内教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

○城田委員 大変よくまとめられているなというところでもありますけれども、特に保護者向けの資料というのが今回作られていまして、私も自分の子供が中学生の頃いじめ事案に関係して、こういうことをやらせていただいているので分かっているつもりだったんですけども、やはりいざ自分の子供がそういうふうになったときに、どういうふうに学校と対応していったらいいのかというところで大変悩みましたし、考えさせられました。こういったときに、ガイドラインというか、目安になるものがあると、親としては、まずどうしたらいいのかというところの取っ掛かりとしては非常にいいのかなというふうに思います。ただ、内容的には日々いろんなことが起きるので、これが正解だということはないと

思うので、ぜひ常に情報を精査しながら、みんなが共有できるような内容にしていただきたいと思います。ここで1回つくったからこれでオーケーというわけではなく、いろんな事案があり全部が全部これに当てはまるわけではないので、常にそういったものを見ながら直すところは臨機応変に直していくとかそういったところで対応していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○竹内教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ほかにご意見等がなければ、日程第5 教委報告第3号いじめ防止等のための対策に関する事項についての答申についての報告を終了いたします。

ここで皆様にお諮りいたします。これ以降の議題は予算に関する案件等でございますので、その性質上、非公開といたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 異議なしと認め、非公開といたします。

午後3時30分閉会